

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

岡山労働局
(P1、2)

岡山県労働委員会
(P3)

岡山弁護士会
(P5)

法テラス岡山
(P4)

岡山県社会保険
労務士会
(P6)

～紛争解決制度を利用したい方～

岡山労働局
(P1、2)

岡山弁護士会
(P5)

岡山県労働委員
会(P3)

岡山県社会保険
労務士会(P6)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

岡山簡易裁判所
(P7)

岡山地方裁判所
(P7)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
岡山労働局 (雇用環境・均等室)	<p>岡山労働局総合労働相談コーナー 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 (電話) 086-225-2017</p> <p>岡山総合労働相談コーナー(岡山労働基準監督署内) 岡山市北区大供 2-11-20 (電話) 086-283-4540</p> <p>倉敷総合労働相談コーナー(倉敷労働基準監督署内) 倉敷市大島 407-1 (電話) 086-422-8177</p> <p>津山総合労働相談コーナー(津山労働基準監督署内) 津山市山下 9-6 (電話) 0868-22-7157</p>	総合労働相談コーナーにおける 情報提供・相談	<p>【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <p>【相談日時】 ●岡山労働局総合労働相談コーナー ●岡山総合労働相談コーナー(岡山労働基準監督署内) ●倉敷総合労働相談コーナー(倉敷労働基準監督署内) ●津山総合労働相談コーナー(津山労働基準監督署内) ●笠岡総合労働相談コーナー(笠岡労働基準監督署内) ●和気総合労働相談コーナー(和気労働基準監督署内) ●新見総合労働相談コーナー(新見労働基準監督署内) 月曜～金曜 9:30～17:00 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
	<p>笠岡総合労働相談コーナー(笠岡労働基準監督署内) 笠岡市笠岡 5891 (電話) 0865-62-4196</p> <p>和気総合労働相談コーナー(和気労働基準監督署内) 和気郡和気町福富 313 (電話) 0869-93-1358</p>	岡山労働局長による 助言・指導	<p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、岡山労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p> <p>【費用】 無料。</p>
	<p>新見総合労働相談コーナー(新見労働基準監督署内) 新見市新見 811-1 (電話) 0867-72-1136</p> <p>【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の 解決援助サービス！</p>	岡山紛争調整 委員会による あっせん	<p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、岡山労働局長から委任を受けた岡山紛争調整員会(弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成)から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p> <p>【費用】 無料。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
岡山労働局 （雇用環境・均等室）	岡山労働局 雇用環境・均等室 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 （電話）086-225-2017 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の 紛争解決援助サービス！	相談	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けております。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜 9:30～17:00 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
		岡山労働局長による紛争解決の援助	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、岡山労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。</p> <p>【費用】 無料。</p>
		調停	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、岡山労働局長から委任を受けた岡山紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。</p> <p>紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。</p> <p>非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p> <p>【費用】 無料。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">岡山県労働委員会</p>	<p>岡山県労働委員会 事務局 岡山市中区古京町 一丁目7番36号 岡山県庁分庁舎1階 TEL086-226-7563 FAX086-273-0900 kobetsu@pref.okayama.lg.jp</p> <p>【特長】 公（公益委員）・労（労働者委員）・使（使用者委員）の三者構成を活かした解決援助サービス！</p>	<p style="text-align: center;">相談</p>	<p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働者個人と使用者の間に発生した様々な問題について、随時相談を受け付けています。</p> <hr/> <p>【費用】 無料。</p> <hr/> <p>【相談方法】 面談、電話又は電子メール。</p> <hr/> <p>【相談日時】 月曜～金曜日（祝祭日、年末年始は除く） 8:30～17:15 （電子メールは随時）</p>
	<p style="text-align: center;">個別労働関係 紛争あっせん</p>		<p>【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件等に関する紛争について、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん員が、当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、話し合いによる解決へのお手伝いをいたします。</p> <p>3名1組のあっせん員が、公平中立の立場であっせんを行い、金銭解決のみならず、労働関係の改善につながる解決が可能になるケースもある点が他の機関と比べた場合の大きな特色です。</p> <p>なお、相手方が「あっせん」への不参加の意思表示を行った場合、解決の見込みや合意が図れない場合、同手続きは終了となります。</p> <p>※ 労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の労働争議については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁・不当労働行為救済の制度を利用することになります。</p> <hr/> <p>【費用】 無料。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター岡山地方事務所（法テラス岡山）	法テラス岡山 岡山市北区弓之町 2-15 弓之町シティセンタービル2階 TEL050-3383-5491 （サポートダイヤル） TEL0570-078374 （PHS・IP 電話からは 03-6745-5600）	情報提供	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのかわからない、どこに誰に相談していいのかわからないという方々に、解決のための道案内をいたします。</p> <p>【費用】 無料。（通話料は利用者負担）。</p> <p>【利用方法】 電話又は来所。</p> <p>【受付日時】 ●法テラス岡山 平日 10:00～15:00（昼休み 12:00～13:00） （土日祝祭日休業） ●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜祝祭日休業）</p> <p>【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。 地方事務所においては消費生活専門相談員資格者など窓口対応専門職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。</p>
	<p>【特長】 労働問題等の様々な法律トラブルに対応！</p>		民事法律扶助

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
岡山弁護士会	岡山弁護士会 岡山市北区南方 1-8-29 TEL086-223-4401 (受付平日 9:00~17:00)	法律相談	<p>【サービス概要】 岡山弁護士会法律相談センターでは、岡山・井笠・東備・新見・高梁・勝英・津山・倉敷・真庭・夜間・土日の各センターで、損害賠償（交通事故など）、家事（相続、遺言、離婚など）、債権回収、消費者被害、セクハラ・DV問題、契約問題、刑事事件、多重債務（破産、民事再生など）、過払金返還請求など、あらゆる法律相談をお受けします。</p> <p>【費用】 相談料 40分（または30分）以内 5,000円（消費税別途） 相談料は、相談の場所・時間・内容によって異なります。相談内容によっては無料となるものもあります。</p> <p>【相談日時】 相談の場所により異なります。詳細は岡山弁護士会にお問い合わせいただくか、岡山弁護士会ホームページにてご確認ください。</p>
	岡山弁護士会法律相談センター TEL086-234-5888 (受付平日 9:00~17:00)	労働と生活に関する弁護士相談	賃金不払いや解雇、労働災害などの労働問題（労働者側の相談に限ります。）や貧困等による生活困難に関する問題を抱える方を対象に、弁護士が初回無料でご相談に応じます。詳細は岡山弁護士会にお問い合わせいただくか、岡山弁護士会のホームページをご確認ください。
		岡山仲裁センターによる仲裁（和解あっせん）と仲裁判断 【特長】 法律の専門家が公平・中立な立場で、示談成立のお手伝い！	<p>【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続等の紛争について、裁判所を使わず紛争解決を図る制度です。いずれの問題にしても弁護士が関与して紛争の円満解決を図るものです。</p> <p>【費用】 有料。 申立手数料 10,000円（消費税別途）（申立人のみ） 期日手数料 5,000円（消費税別途）（申立人・相手方） その他、成立手数料がかかります。</p> <p>【その他】 申立前に必ず弁護士の法律相談を受けてください。 費用、手続き等の詳細は、岡山弁護士会にお問い合わせいただくか、岡山弁護士会のホームページをご確認ください。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
岡山県社会保険労務士会	岡山県社会保険労務士会 総合労働相談所 岡山市北区野田屋町2-11-13 7F 予約申し込みナビダイヤル TEL0570-064-794	総合労働相談	<p>【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【利用方法・相談時間】 ●面談相談 第1～4水曜日・金曜日（年末年始、お盆、祝日を除く 要予約） 13:00～16:00</p>
	岡山県社会保険労務士会ホームページ	Eメール労働・年金相談（常時受け付け）	<p>【利用方法】岡山県社会保険労務士会ホームページ→無料相談→お問い合わせ（質問フォーム） ホームページアドレス http://www.okayama-sr.jp</p>
	社労士会労働紛争解決センター岡山 岡山市北区野田屋町2-11-13 7F 岡山社会保険労務士会内 ナビダイヤル TEL0570-064-794 月～金曜日 9:00～17:00（年末年始、お盆、祝日を除く） 【特長】 労働関係諸法令の専門家としての強みを発揮！	労働紛争解決センターによるあっせん	<p>【制度概要】 主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士（あっせん員）が、職場のトラブル（解雇、賃金問題等）の当事者（労働者・経営者）双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。 気軽に利用でき、迅速に解決でき、円満に解決でき、低廉に解決できる制度です。</p> <p>【費用】 有料。申立手数料 3,000 円（消費税別途）</p>

	問い合わせ先	利用できる制度
裁 判 所	<p>岡山地方裁判所 岡山簡易裁判所</p> <p>岡山市北区南方 1-8-42 (電話) 086-222-6771 月～金曜日(除く祝祭日、年末年始) 8:30～17:00</p> <p>※岡山地方裁判所本庁のほか、津山、倉敷、新見の各支部においても民事訴訟(訴額が140万円を超える場合)について対応できます。 (労働審判は岡山地裁本庁のみ取扱い)</p> <p>※岡山簡易裁判所のほか、県内9の簡易裁判所においても民事調停、少額訴訟、民事訴訟(訴額が140万円以下)について対応できます。</p>	<p>【各手続の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民事訴訟手続(地方裁判所・簡易裁判所) 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は主張と証拠の提出を的確に行う必要があります。 ● 労働審判手続(地方裁判所) 労働審判官(裁判官)と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に労働審判(内容に応じた労働審判委員会による判断)を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用に当たっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。 ● 民事調停手続(簡易裁判所) 調停主任裁判官と民間から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、双方から事情をよく聴いて、話し合いにより、実情に応じた解決を図る手続です。 相手方との間に話し合いの可能性がある場合は、この手続によることが考えられます。
		<p>【費用】</p> <p>上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。岡山裁判所のホームページ(http://www.courts.go.jp/okayama/index/html)にも費用の説明を掲載しています。</p>
		<p>【ご注意】</p> <p>裁判所の窓口では、上記手続に関する説明を行ったり、申立て等に使用する定型の書式や案内用リーフレットをお渡ししています。岡山裁判所のホームページ(http://www.courts.go.jp/okayama/index.html)にも手続の説明や書式等を掲載しています。労働審判手続については、前記ホームページの「おかやまの労働審判」のページにより、詳しくご案内しています。 なお、裁判所では、労働相談業務、法律相談業務及び弁護士等の紹介は行っておりません。</p>